**令和６年度バスツアー・若桜鉄道利用ツアー誘客促進事業助成金について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県若桜町観光協会

１　目的

若桜町への立ち寄りを組み込んだツアーの造成を促して若桜町内の観光関連施設への来場者の増加を促進するため、バス代等を支援します。

２　事業の概要

1. 対象となる旅行会社

第１種旅行業務、第２種旅行業務及び第３種旅行業務の登録を受けた事業者

（２）助成の条件　　　　　　　　（＊営業所・支店もそれぞれ対象となります）

　　 以下の要件を満たしたバス利用（宿泊ツアーと日帰りツアー）及び若桜鉄道利用の

旅行商品造成。（出発地からＪＲ・航空機を利用し、その後バス利用する場合も可）

ただし、学校の教育旅行は対象外です。

[バスツアー]

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊バスツアー | ○若桜町内の観光地を訪れ若桜町内の宿泊施設に宿泊すること。  ○**２０人以上**であること。 |
| 日帰りバスツアー | ○若桜町内の観光地を訪れ若桜町内の飲食店等で食事  （弁当調達を含む）をすること。  ○**２０人以上**であること。 |

　　[若桜鉄道利用ツアー]

|  |  |
| --- | --- |
| 若桜鉄道利用  ツアー | ○若桜鉄道（郡家駅～若桜駅）を利用し、若桜町内の飲食店等で食事（弁当調達を含む）をすること。  ○１０人以上であること。 |

（３）助成対象期間(旅行日基準)

　　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの募集型旅行商品を対象とします。

1. 助成内容及び助成限度

[バスツアー]

○宿泊バスツアー

バス１台３０，０００円（１事業所あたり期間中バス３台を限度）

○日帰りバスツアー

バス１台２０，０００円（１事業所あたり期間中バス３台を限度）

[若桜鉄道利用ツアー]

○往復１名５００円、片道１名２５０円

（１回限度６０名、１事業所あたり期間中３回を限度）

(注)バスツアーと若桜鉄道利用ツアーの併用は助成対象といたしません。

３　交付申請方法及び交付決定

原則として旅行実施日の前日から起算して３０日前までに助成金交付申請書を提出してください。申請書の提出後、必要な審査を行い、交付が適当と認められる場合は助成金の額を決定し、通知します。

４　募集(受付)期間

　　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

※ただし、申請が本事業の予算に達した時点で募集を終了し、当協会のホームページで助成終了の旨を告知します。

５　手続き

　　助成金交付要綱及び交付申請等の様式を確認して申請してください。

　○助成金交付要綱（PDF）

　○申請様式［様式第１号］（Word）

　○変更・中止申請様式［様式第３号］（Word）

　○報告様式［様式第４・５号］（Word）

|  |
| --- |
| **この助成金は、若桜町観光協会のホームページのトップ画面の上部の「エージェントページ」で助成金交付要綱及び交付申請等の様式をダウンロードできます。** |